

「本校のいじめ防止の取組」について

法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」等と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童が、安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

令和5年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和5年11月末現在)

いじめは、軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぐと考えます。

令和5年度の本校のいじめの認知件数は、「減少傾向です」。

引き続き、一人一人の子供に寄り添った指導を心がけ、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事がありましたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。